

新・農業人 ハンドブック 2024

農業を始める前にまずこの1冊！



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省



農業を始めるまでのステップ（目次）

情報収集

農業をはじめる.JP P 3
就農情報発信サイト P 4
就農に関する相談 P 5

体験

インターンシップ P 6
農泊 P 6

体験・研修

農業大学校 P 7
社会人向け研修 P 7
農業法人 P 8
自治体やJAなど P 8
研修時の所得確保 P 9

農業法人で働く

農業アルバイト P 10
会社を探す p 11

起業・独立

独立準備をする

経営計画を立てる p 12
農地を探す p 13
住宅を探す p 14

独立する

移住の支援 p 15
経営開始時の資金支援 p 16
機械・施設の導入支援 P 17,18
経営継承後の支援 P 19
もしもの備え P 20
その他の支援 P 21

☎ 相談窓口連絡先 p 21,22

農業ってどうやって始めるの？

自分で起業する、農業法人などに就職する、経営を継ぐ
農業の始め方は大きく3通り。

どこで何を作るのかによっても仕事の内容は様々です。

まずは気軽に参加できる農業体験や先輩農業者等の事例を見て、自分の理想に合うイメージを描いてみましょう。

農業を実践的に学べる学校や、就農について何でも相談できる窓口、などの支援施策もあります。

このハンドブックでは、「農業に関心がある」「農業を始めたい」方向けの支援施策の情報を紹介します。

新規就農 3つのスタイル

1

自分で起業

- 自分がやりたい農業経営を目指すスタイル
- 技術の習得、資金の準備、農地や設備の確保等、初期投資が必要

2

農業法人などに就職

- 従業員として毎月決まった給与をもらうスタイル
- 働きながらスキルを身に付け、将来的に独立するルートも

3

経営を継ぐ

- 経営者から栽培技術や経営ノウハウを学ぶスタイル
- 農地や施設・機械を譲り受けることで初期投資を抑えられる
- 新部門を立ち上げて経営を発展させる道も

農業を
始めたい方
のための
ポータルサイト

「農業をはじめめる.JP」

農業に興味を持たれた方や、これから農業を始めたい方が、必要となる情報を一元的に閲覧できるポータルサイトです。

就農を知る

- 農業って、どんな仕事？
- 農業を仕事にする3つの方法
- 作目ごとの違い

研修/学ぶ

- 学校／研修機関で学ぶ
- 市町村やJAで学ぶ
- 農業法人で働きながら学ぶ

体験する

- 農業インターンシップ
- 就農準備校で農業体験
- 農業体験・援農募集情報

求人情報

- 新規就農相談センターの求人
- ハローワークや都道府県の求人情報
- JAや民間求人会社の求人サイト

相談する

- 就農相談する
- 就農イベントに参加する

支援情報

- 国、都道府県、市町村の就農支援
- JAグループの新規就農支援
- 農地・空き家／移住情報

「マイページ機能」がお使いいただけます！



興味のある作物、就農したい地域などを登録いただくと、マッチした情報がメールで届きます。

農業をはじめめる.JP

検索

<https://www.be-farmer.jp/>



農林水産省の 就農情報発信サイト

f 農水省・農業経営者net

【経営局公式facebook】

農林水産省経営局では、Facebookで農業者が活用できる事業情報を配信しています。

「いいね！」を押して情報をチェックしてみてください。

<https://www.facebook.com/nogyokeiei>



女性農業者の活動を発信しています。

<https://nogyojoshi.maff.go.jp>



<https://www.facebook.com/nogyojoshi.project>



興味はあるけど、
農業ってどう始めたらいいんだろう？



農林水産省ホームページでも支援策についてご案内しています。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html



一農ネット

農業でがんばる・農業に興味のある皆さんへ、農林水産省からの情報を直接お届けするメールマガジンです。登録していただくと、農林水産省から農業施策の情報が届きます。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/1nou.html



農業の魅力発信コンソーシアム



<https://yuime.jp/nmhconsortium/>

全国の農業者を「ロールモデル」として紹介しています。
公式noteでは、130人以上の農業者が農業の魅力を発信しています。

異業種から起業



赤石 英二さん／CONSE FARM

大学の職員から一転、ドライハーブにビジネスチャンスを見だし、就農を決意。

親元から独立就農



梶木 円佳さん／マドリン

酪農家の両親のもとに生まれ、研修を積み、自身で法人を立ち上げ独立。

野球選手から就農



三ツ間 卓也さん／三ツ間農園

中日ドラゴンズを引退し、セカンドキャリアとしてイチゴの観光農園をオープン。

就農に関する相談をしたい

全国新規就農相談センター

各都道府県の農業経営・就農支援センターでは、個別の相談を受け付けています。（連絡先はp 22）
就農希望地など具体的なことが決まっていない場合は、下記へお問い合わせください。
対面、オンライン、メール、電話での相談を受け付けています。

【問い合わせ】全国新規就農相談センター（一般社団法人全国農業会議所）

☎03-6910-1133

<https://www.be-farmer.jp/consult/>



新・農業人フェア

全国の150以上の農業法人、地方自治体が出展する
日本最大級の就農相談会です。

<https://agri.mynavi.jp/shin-nogyojin/>



新・農業人フェア 開催日程

7/20（土）	東京	歌舞伎座タワー	LIVE
8/31（土）	東京	東京国際フォーラム	EXPO
10/27（日）	大阪	グランキューブ大阪	総合
12/8（日）	東京	東京ビッグサイト	EXPO
2/1（土）	東京	東京交通会館	LIVE

EXPO 150以上団体が集まる総合的な相談会
LIVE 農業法人への就職に特化した相談会
総合 EXPOとLIVEの総合開催

移住・交流情報ガーデン

居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応しています。

- ①しごと情報や就農支援情報の提供
- ②相談会やセミナーの開催
- ③移住先の地方自治体の窓口紹介

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zenkokuijyu_ijyukouryu.html



【アクセス】

JR／東京駅（八重洲中央口）より 徒歩4分

（平 日）11:00-21:00

（土日祝）11:00-18:00

* 休館日：月曜（月曜が祝日の場合は翌営業日）、年末年始



農業を体験してみたい

インターンシップ

全国の農業法人等で、2日間～6週間のインターンシップに参加できます。
一般体験コースと社会人週末体験コースがあります。



【問い合わせ】公益社団法人日本農業法人協会
☎03-6268-9500
<https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>



農泊

農山漁村に宿泊し、豊かな地域資源を活用した食事や生活体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」です。全国に656地域あり、農業を体験できる地域もあります。（令和5年度時点）



▼農泊ポータルサイト
<https://nohaku.net/>



▼農林水産省HP（農泊の推進について）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html



農業の学校等で学びたい

「農業に関わる仕事に就くために、必要な知識や技術を身につけたい」
そんな人のための学びの場として、様々な農業教育機関があります。

道府県農業大学校

道府県立の農業大学校は、全国41道府県に設置されています。

農業大学校には3つの教育課程がありますが、中心となるのは「養成課程」で、標準的な履修時間は2年間2,400時間（80単位）以上です。

全国で毎年約2,000人が入学し、就農に向けて講義や実習に励んでいます。



▼授業内容や学校生活などの情報

https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2304/spe1_02.html#main_content



▼農業教育機関の一覧

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/kyoiku_syoukai.html



社会人向け研修

就農しているがさらに技術や知識を高めたい人、これから新たに就農を希望する人などを対象に、農業大学校で1日～数週間の短期間で学べる研修を実施しています。

研修の開催等の情報については、各校にお問い合わせください。

▼農業教育機関の一覧

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/kyoiku_syoukai.html



農業法人などで研修を受けたい

農業法人等で働きながら学ぶ

独立の前に、農業法人で従業員として働きながら生産技術、加工販売、経営管理などのノウハウを学ぶことも有効です。就農希望地の農業法人で働き、積極的に地域の人間関係を築くことにより、独立・自営就農に役立つ情報が手に入る場合もあります。

農業法人によっては、独立就農を支援しているところもあります。

▼農業をはじめめる.J P 農業法人情報

ご自身が希望する条件から法人の研修情報を検索できます。

https://www.be-farmer.jp/training_informations/



自治体の農業公社やJA等で学ぶ

全国各地の都道府県・市町村・農業公社・JAなどでは、独立就農を希望する者向けの研修を行っています。

▼研修を行っている都道府県や市町村など

<https://www.be-farmer.jp/support/search/>



▼研修を行っているJA

<https://agri.ja-group.jp/support/start/>



各地で広がるトレーニングファーム

市町村やJA等の中には、就農希望者が実践的な研修を行う研修農場（トレーニングファーム）を開設し、研修生を受け入れているところもあります。

▼トレーニングファームの事例集

https://pasona-nouentai.co.jp/topic-admin/wp-content/uploads/2022/04/shu5_jri_v2.pdf



▼研修を行っている市町村など

<https://www.be-farmer.jp/support/search/>



▼研修を行っているJA

<https://agri.ja-group.jp/support/start/>



研修中の所得を確保したい

就農準備資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、
就農前の研修を後押しする資金を交付します。

月12.5万円（年間最大150万円）×最長2年間

※国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は
交付期間を1年延長

対象者の主な要件

- ① 就農予定時の年齢が**原則49歳以下**であること
- ② **独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農**を目指すこと
 - ・ 独立・自営就農を目指すものについては、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者（**p12**参照）になること
 - ・ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
- ③ 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね**1年以上**（1年につき概ね1,200時間以上）**研修**すること
- ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が**原則600万円以下**であること
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

※以下の場合は返還となります。

- ・ 適切な研修を行っていない場合
- ・ 研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合 等

【問い合わせ】都道府県・市町村の農政担当窓口

※交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP（就農準備資金・経営開始資金）
をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html



有機農業を学びたい

道府県立農業大学校では、ほとんどの学校が有機農業をカリキュラム化しています。
この他、民間の農業教育機関等においても、有機農業が学べる学校があります。

○有機農業の専攻を設置している農業大学校（例）

- ・埼玉県立農業大学校
- ・群馬県立農林大学校
- ・島根県立農林大学校

○有機農業教育を実施している民間教育機関等（例）

- ・日本農業実践学園(茨城県)
- ・鶴岡市立農業経営者育成学校(山形県)
- ・とやま有機農業アカデミー(富山県)
- ・マイファーム「農の学校」(兵庫県)
- ・兵庫楽農生活センター(兵庫県)
- ・山都町有機農業サポートセンター(熊本県)
- ・綾オーガニックスクール(宮崎県) 等



有機農業を学ぶ・はじめる（農林水産省HP）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yyuki/start.html>

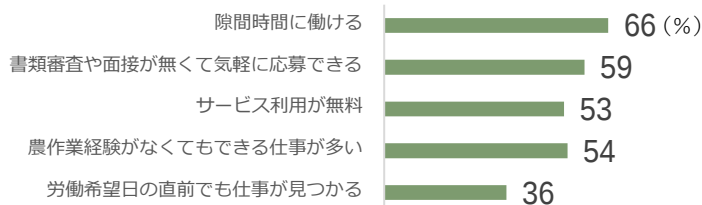


農業アルバイトをしてみたい

労働力募集アプリを活用した1日単位での農業アルバイトが全国で広がっています。
皆さんもアルバイトから農業を始めてみませんか？

利用者の声

労働力募集アプリの利用者からアプリを使って良かった点を聞いたところ、「隙間時間に働ける」、「書類審査や面接が無くして気軽に応募できる」、「農作業経験がなくてもできる仕事が多い」との声がありました。



出典：「労働力募集アプリ」導入ハンドブック N=3,787（複数回答可）

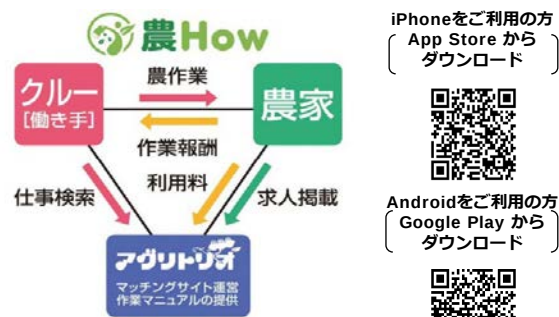
労働力募集アプリの一例

事例① 北海道ほか 副業の社会人や学生などが活用。



デイワークの仕組み
資料：とかちアグリワーク

事例② 愛知県ほか 全ての農作業で動画・静止画マニュアルを作成。



農Howの仕組み
資料：株式会社アグリトリオ

法人に就職したい

求人情報

農業をはじめの.JPから求人情報の検索、就職相談ができます。

▼求人情報（農業をはじめの.JP）

<https://www.be-farmer.jp/recruitment/>



求人情報を探してみよう。

求人情報は新規就農相談センターへの登録情報、ハローワークや都道府県などの行政機関、JAや民間求人社の求人情報サイトから探すことができます。



新規就農相談センター
の登録情報を検索



ハローワーク、都道府県
の求人情報



JA・民間求人社
の求人情報サイト

ハローワーク（農林漁業職業支援コーナー）

全国のハローワークでは、職業相談、職業紹介及び農林漁業の就業等に関する情報提供を行っています。

また、大都市圏（東京、大阪）と農林漁業の盛んな地域のハローワークに設置された「農林漁業就職支援コーナー」において、求人情報の提供、職業相談、職業紹介及び農林漁業の就業等に関する専門的な支援を行っています。

▼厚生労働省HP（農林漁業就業支援コーナー一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/nouringyou/index.html



農業の働き方改革とは？

農業の働き方改革とは、働く意欲のある方がその能力を最大限に発揮していただきながら、それぞれの事情に応じて、多様な働き方を選択することを可能とするための、農業分野における意識改革のことです。

農林水産省では農業の働き方改革を支援しており、フレックスタイム制やキャリアパスの掲示、社員向け研修など働きやすい職場づくりに取り組む経営体がたくさんいらっしゃいます。

あなたも働きやすい職場で農業に取り組んでみませんか？

▼農業の「働き方改革」優良事例集

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/attach/pdf/index-58.pdf



経営計画を立てる



認定新規就農者制度

認定新規就農者になると、独立して農業を始める際に
必要な機械・設備への投資資金や所得確保支援等の支援策が受けられます。

受けられる支援策

- ① 経営開始資金の交付（p16参照）
- ② 経営発展支援事業（p17参照）
- ③ 青年等就農資金（無利子融資）の貸付け（p18参照）
- ④ 農業経営基盤強化準備金制度の利用
- ⑤ 農地利用効率化等支援交付金

融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

- ⑥ 経営所得安定対策（ゲタ対策・ナラシ対策）への加入

標準的な生産費と標準的な販売価格の差を基本に交付金を交付するゲタ対策と、農業経営に着目したセーフティネットであるナラシ対策で支援します。



④の事業

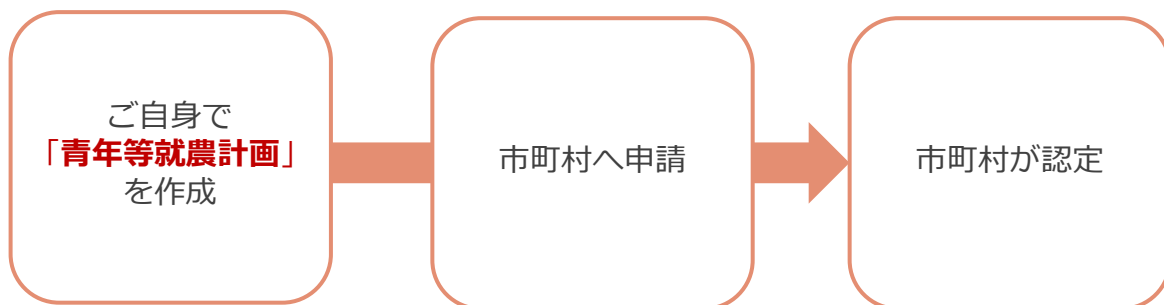


⑤の事業



⑥の事業

認定の流れ



▼申請様式はこちら

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html



農地を探したい

全国新規就農者相談センター

農地の借り方や確保に向けた取組の紹介・相談を行っています。

農地中間管理機構（下記参照）と新規就農相談センターが連携し、就農希望者の条件に合う農地のあっせんを行う仕組みがあります。

【問い合わせ】全国新規就農相談センター（一般社団法人全国農業会議所）

☎03-6910-1133

<https://www.be-farmer.jp/>

eMAFF農地ナビ

インターネット上で農地情報を見ることができます。

検索機能を利用して、農地の権利関係の状況確認や農業を始める地域を検討できます。

<https://map.maff.go.jp/SelectPrefecture>



農地中間管理機構（農地バンク）

農地を貸したい人から農地を借り受け、新しく農業を始めたい方や規模拡大を進める農業者に農地を貸し付ける「**農地の中間的受け皿**」組織です。



農地を貸したい人



都道府県 農地中間管理機構



農地を借りたい人

賃料が確実に払われ
耕作放棄地になる心配なし

- 公的機関だから安心
- ニーズに合わせた農地を提案
- 必要に応じて大区画化や
果樹の改植等の**条件整備**も

貸し手と個別に交渉せずに機構
と相談することで
農地が借りられる！

【問い合わせ】各都道府県の農地中間管理機構（農地バンク）

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>



住宅を探したい

全国版空き家・空き地バンク

全国の空き家・空き地情報について、下記2社のサイトで自治体を横断して簡単に検索できます。
農地付き空き家も掲載しています。

株式会社LIFULL ▶ <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

アットホーム株式会社 ▶ <https://www.akiya-athome.jp/>



株式会社LIFULL



アットホーム株式会社

【問い合わせ】国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

☎03-5253-8111

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

各自治体の住宅所得支援策

農業をはじめ.jpでは、農地・住宅情報の提供、家賃補助など各自治体の支援を掲載しています。

農業をはじめ.jp ▶ <https://www.be-farmer.jp/support/search/>

※独自の支援策を行う自治体があります。まずは移住先候補の自治体にご相談ください。



空家取得時の金利引き下げ

子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】地域連携型（空き家対策）当初5年間▲0.5%

【フラット35】地域連携型（UIターン）当初5年間▲0.25% 等

▼フラット35 地域連携型

<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>



フラット35
地域連携型

▼ご利用いただける自治体

<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/organizations.html>



ご利用いただける
自治体

【問い合わせ】住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

☎0120-0860-35

移住支援策を知りたい

東京から地方に移住して就業等する方向けの「**移住支援金**」や
地方で起業する方向けの「**起業支援金**」があります。
また、各自治体で、地域おこし協力隊を募集、支援しています。

地方創生移住支援金

東京23区に在住又は東京圏から23区に通勤していた方が地方へ移住し、
当事業を実施する道府県が選定した中小企業等に就業する場合や、移住先
市町村に関係人口として認められた場合等に移住支援金を支給します。

- ・単身の場合→**60万円以内**で都道府県が設定する額
- ・世帯の場合→**100万円以内**で都道府県が設定する額
(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき
100万円以内で都道府県が設定する額を加算)



**東京都23区
在住者
又は通勤者**

地方創生起業支援金

都道府県が、地域課題の解決を目的とした起業等をする方を対象に、起業等のための伴走支援と
事業費への助成（**最大200万円**）を通して、効果的な起業等を促進し、地域課題の解決を通して
地方創生を実現することを目的とした事業です。

- ※ 起業支援金は就農準備資金・経営開始資金（p9、16）などの起業に係る他の国の補助金と重複して支援を受けることはできません。
- ☆ 地方へ移住して社会的事業による起業等をする場合、移住支援金、起業支援金の両方がもらえる場合があります（**最大300万円**）。
- ※ 地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業は、地方公共団体が主体となって実施するものです。
このため、事業の実施予定、支給額、要件等の制度の詳細は地方公共団体ごとに異なります。

【問い合わせ】

▼**移住支援金について**（事業を実施する都道府県・市町村一覧）

https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/r6-1_shichouson.pdf

▼**起業支援金について**（事業を実施する道府県一覧）

<https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/kigyoushienjigyoutiran.pdf>

▼**両事業全体について**（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/sousei/shienkin_index.html



地域おこし協力隊

地方移住や地域協力活動に関心がある都市部住民を対象に、地方公共団体が「**地域おこし協力隊員**」
として委嘱します。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR
等の**地域おこしの支援**や、**農林水産業への従事**、**住民の生活支援**などの「**地域協力活動**」を行います。

【問い合わせ】地域おこし協力隊サポートデスク

<https://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/7626.html>



経営開始時の所得を確保したい

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、
独立・自営就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

月12.5万円（年間最大150万円） × 最長3年間

対象者の主な要件

- ① 就農時の年齢が、**原則49歳以下の認定新規就農者**（p12参照）であること
- ② **独立・自営就農**であること
 - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うと市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の「**目標地図**」に位置づけられていること（見込みも可）、「**人・農地プラン**」に**中心経営体**として位置付けられていること（見込みも可）、又は**農地中間管理機構**から農地を借り受けていること
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が**原則600万円以下**であること

※1 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加することが必要です。

※2 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※3 以下の場合は返還となります。

- ・ 適切な営農活動を行っていない場合
- ・ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

【問い合わせ】市町村の農政担当窓口

※交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP（就農準備資金・経営開始資金）をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html



機械・施設の導入支援

経営発展支援事業

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

支援額：**補助対象事業費上限1,000万円**（経営開始資金（p16）の交付対象者は上限500万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1／2）

〈例：国1／2、県1／4、本人1／4〉

対象事業：機械・施設、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植等

対象者の主な要件

- ① 就農時の年齢が、原則**49歳以下**の**認定新規就農者**（p12参照）であること
- ② 令和4年度又は令和5年度中に新たに農業経営を開始し、**独立・自営就農すること**（p16要件②参照）
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の「**目標地図**」に位置づけられていること（見込みも可）、「**人・農地プラン**」に**中心経営体**として位置付けられていること（見込みも可）、又は**農地中間管理機構から農地を借り受けていること**
- ⑤ 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）
 - ※1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象事業費上限が1.5倍になります。
 - ※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営する場合は、補助対象事業費上限は次のいずれか低い額になります。
 - ①2,000万円
 - ②経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

【問い合わせ】市町村の農政担当窓口

※交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP（経営発展支援事業）をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html



機械・施設の導入支援

青年等就農資金

施設・機械の購入等に必要な資金を無利子で借りることができます。

1. 対象者

認定新規就農者（p12）

2. 借入条件等

- （1） 資金使途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- （2） 貸付利率：無利子
- （3） 借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- （4） 償還期限：17年以内
- （5） 据置期間：5年以内
- （6） 担保等：実質無担保・無保証人

3. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

※1 農協等民間金融機関による転貸も可。

※2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によってはご希望に添えない場合があります。

▼青年等就農資金を利用した農業者の事例（株式会社日本政策金融公庫）

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html>



【問い合わせ】

最寄りの都道府県、普及指導センター、市町村、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

経営継承後の支援

経営継承・発展等支援事業

経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援します。

1. 対象者

地域農業の担い手（個人又は法人）の経営を継承した後継者（親子、第三者など）であって、経営発展計画を策定し、経営発展に向けた取組を行う者

- ※ 令和5年1月1日から経営発展計画の提出時までには経営の主宰権の移譲を受けるなどの要件を満たす必要があります。
- ※ 経営発展計画の提出先は市町村になります。

2. 補助額

補助上限額：100万円（国と市町村が2分の1ずつ負担）

- ※ 本事業による国の支援（負担）は、市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施できます。

3. 補助対象となる経営発展に向けた主な取組

- ・ 経営の法人化 [例：登記費用]
- ・ 新たな品種・作物・部門の導入 [例：資材費用、先進地視察費用]
- ・ 認証の取得 [例：GAPの取得費用]
- ・ データを活用した経営の実践 [例：経営・栽培管理ソフトの導入費用]
- ・ 就業規則の策定 [例：社労士等の専門家費用]

この他にも様々な取組を支援します。

※事業費を要しない取組は補助対象になりません。

4. 応募手続

補助金事務局である（一社）全国農業会議所の定める公募要領に基づいて、市町村が補助対象者を募集します。補助を受けたい農業者は**最寄りの市町村**にご確認ください。

本事業の詳細は、下記の補助金事務局のホームページをご覧ください。

【問い合わせ】経営継承・発展等支援事業補助金事務局（一般社団法人全国農業会議所）
☎03-6910-1124 【受付時間：平日9:30～17:00】
<https://keisyoun-hatten.maff.go.jp>



もしもの備え

収入保険

全ての農産物を対象に、**自然災害による収量減少や価格低下**をはじめ、**農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償**します。

【問い合わせ】最寄りの農業共済組合

農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>



農業共済

自然災害で作物の**収量が減少**したり、**園芸施設に損害**が出た場合や**家畜が死亡**したり、**診療を受けた場合の補償**をします。

【問い合わせ】最寄りの農業共済組合

農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html>



農業版BCP

農業版BCPとは、**自然災害や感染症、大事故が発生**した場合でも、中核となる**事業を継続させたり**、可能な限り**短時間で事業を復旧させたり**するための方法、手段などを**予め取り決めておく計画**のことです。自然災害に備えて作成してみましょう。

【問い合わせ】農林水産省 経営局保険課

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html



農業者年金

少子高齢時代に強い**積立方式・確定拠出型の終身年金**です。

青色申告を行う**認定新規就農者**は、保険料の一部について**国庫補助**が受けられます。

【問い合わせ】農林水産省 経営局経営政策課

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_sien/sien_nenkin.html



経営発展に役立つ支援策

農業経営支援策活用カタログ

経営発展に役立つ農林水産省の様々な支援策をご覧ください。



https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html

農林水産省の相談窓口一覧

ご紹介した各種の支援策について、お気軽にお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	FAX番号	受付日・時間
北海道農政事務所担い手育成課	011-330-8809	011-520-3062	月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
東北農政局経営支援課	022-221-6217	022-722-7378	
関東農政局経営支援課	048-740-0394	048-740-0081	
北陸農政局経営支援課	076-232-4238	076-234-3076	
東海農政局経営支援課	052-223-4620	052-201-1703	
近畿農政局経営支援課	075-414-9055	075-414-7345	
中国四国農政局経営支援課	086-224-8842	086-224-7713	
九州農政局経営支援課	096-300-6375	096-211-9825	
内閣府沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179	
農林水産省経営局就農・女性課	03-3501-1962	03-3593-2612	月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 10:00～12:00 13:00～18:00

都道府県農業経営・就農支援センター一覧

都道府県が設置している「農業経営・就農支援センター」は、就農相談や農に関する情報提供から経営発展まで一貫したサポートを行っています。まずは、お電話にてお問い合わせください。

名称	電話番号
北海道農業経営・就農支援センター	【経営】 011(522)5579 【就農】 011(271)2255
青森県農業経営・就農サポートセンター	【経営・就農】 017(773)3131
岩手県農業経営・就農支援センター	【経営】 019(626)8516 【就農】 019(629)5654
宮城県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 022(342)9190
秋田県農業経営・就農支援センター	【経営】 018(860)1726 【就農】 018(893)6212
山形県農業経営・就農支援センター	【経営】 023(673)9888 【就農】 023(641)1117
福島県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 024(521)8676
茨城県農業経営・就農支援センター	【経営】 029(301)3844 【就農】 029(350)8686
とちぎ農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 028(648)9515
群馬県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 027(280)6171 【経営】 027(251)1220
埼玉県農業経営・就農支援センター	【経営】 048(830)4055 【就農】 048(830)4052
千葉県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 0800(800)1944
東京都農業経営・就農支援センター	【経営】 03(3370)7146 【就農】 042(528)1357
神奈川県農業経営・就農支援センター	【経営】 045(201)8859 【就農】 046(238)5274
山梨県農業経営・就農支援センター	【経営】 055(223)1611 【就農】 055(223)5747
長野県農業経営・就農支援センター	【経営】 026(235)7245 【就農】 026(236)3702
静岡県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 054(250)8989
新潟県農業経営・就農支援センター	【経営】 025(282)5021 【就農】 025(281)3480
富山県農業経営・就農支援センター	【経営】 076(441)8961 【就農】 076(441)7396
いしかわ農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 076(225)7621
福井県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 0776(21)8234
岐阜県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 058(215)1550
愛知県農業経営・就農支援センター	【経営】 052(951)6944 【就農】 0564(51)1034
三重県農業経営・就農支援センター	【経営】 0598(48)1225 【就農】 0598(48)1226

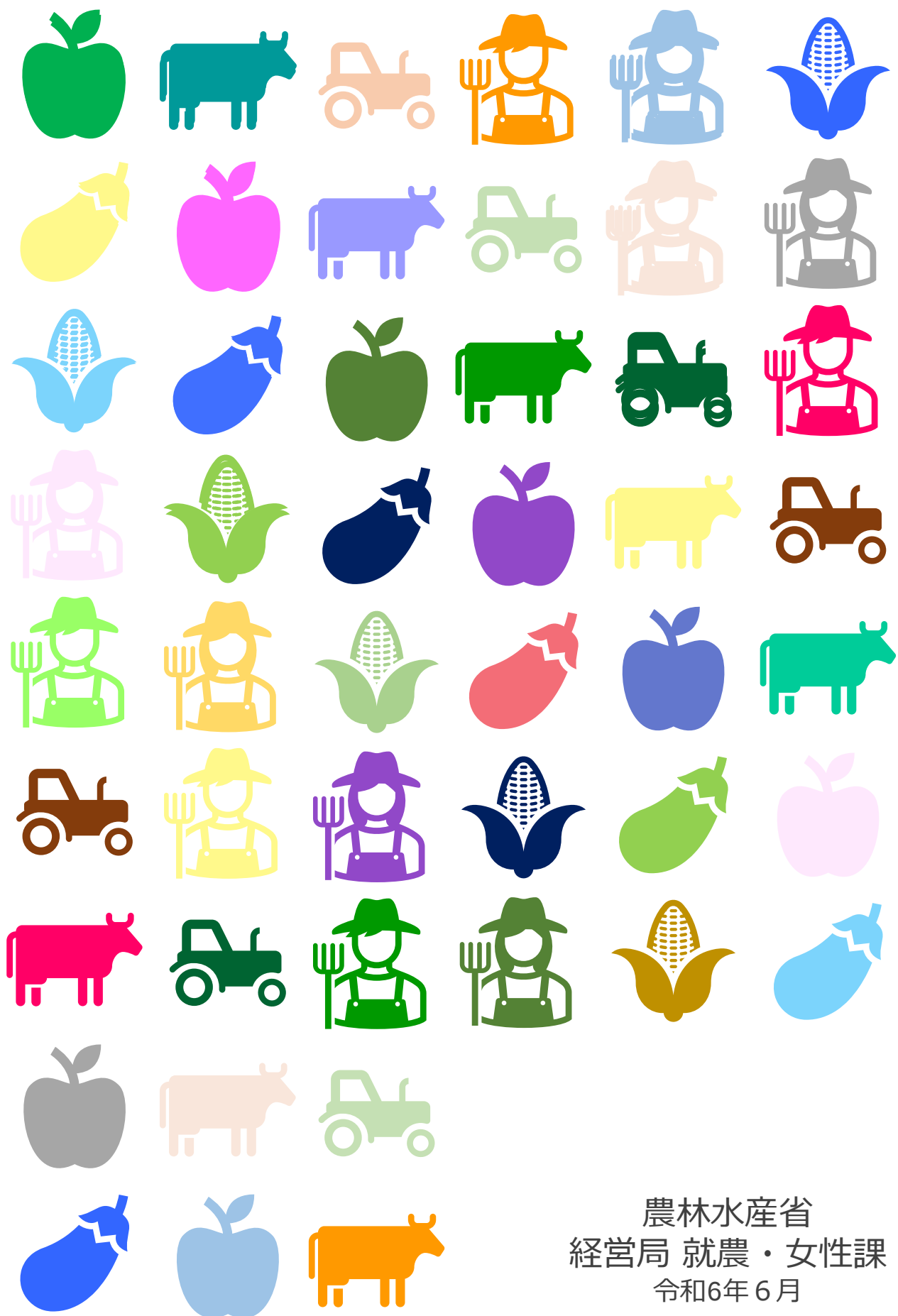
名称	電話番号
しがの農業経営・就農支援センター	【経営】 077(528)3845 【就農】 077(523)5505
京都府農業経営・就農支援センター (京都農人材育成センター)	【経営】 075(417)6847 【就農】 075(682)1800
大阪府農業経営・就農支援センター	【経営】 06(6266)8916 【就農】 06(6210)9596
兵庫県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 078(391)1222
奈良県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 0742(27)7617 【経営・就農】 0742(27)7419
わかやま農業経営・就農サポートセンター	【経営・就農】 073(441)2932 【経営】 073(432)6114
鳥取県農業経営・就農支援センター	【経営】 0857(26)7276 【就農】 0857(26)7262
島根県農業経営・就農支援センター	【経営】 0853(25)8142 【就農】 0852(20)2872
岡山県農業経営・就農支援センター	【経営】 086(297)2016 【就農】 086(226)7423
広島県農業経営・就農支援センター	【経営】 082(513)3594 【就農】 082(513)3532
山口県農業経営・就農支援センター	【経営】 083(976)6857 【就農】 083(923)2102
徳島県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 088(678)5611
香川県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 087(816)3955 【経営・就農】 087(813)7751
愛媛県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 089(945)1542
高知県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 088(824)8555
福岡県農業経営・就農支援センター	【経営】 092(643)3494 【就農】 092(716)8355
さが農業経営・就農支援センター	【経営】 0952(20)1810 【就農】 0952(20)1590
長崎県農業経営・就農支援センター	【経営】 095(822)9647 【就農】 0957(25)0031
熊本県農業経営・就農支援センター	【経営】 096(384)3333 【就農】 096(385)2679
おおいた農業経営・就農支援センター	【経営】 097(506)3598 【就農】 097(506)3586
宮崎県農業経営・就農支援センター	【経営】 0985(32)4465 【就農】 0985(51)2631
かごしま農業経営・就農支援センター	【経営】 099(286)3152 【就農】 099(213)7223
沖縄県農業経営・就農支援センター	【経営】 098(878)7020 【就農】 098(882)6801

詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。



全国新規就農相談センターは、全国段階の相談窓口として、専門の相談員が相談対応を行っています。

名称	電話番号
全国新規就農相談センター	03(6910)1133



農林水産省
 経営局 就農・女性課
 令和6年6月